

高齢者肺炎球菌感染症ワクチン 予防接種のお知らせ



蘭越町では、高齢者肺炎球菌感染症ワクチン予防接種にかかる費用の半額（上限額 4,000 円）を助成しています。また、国の制度では、生涯1回限りの助成で対象となる年齢が決まっていますが、蘭越町では、対象者を拡大して助成を行っています。

対象

- | |
|--|
| ① 65 歳以上の町民の方 |
| ② 60 歳～ 64 歳で以下の内容に該当する町民の方
心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害を有する方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者手帳 1 級の方） |

※1 過去5年以内に予防接種を受けている方は対象外です。

※2 国の対象は、65 歳以上の5歳刻みの年齢ですが、本町では対象を拡大しています。

接種回数 予防接種の対象になってからの初回接種と、初回接種後5年以上経過し、医師が必要と認めた場合は、2回目の接種ができます。

費用 ①町内医療機関で接種された場合は、接種費用の半額を医療機関窓口でお支払ください。
②町外医療機関で接種された場合は、全額を医療機関窓口にお支払いただき、領収書を添えて健康推進課健康づくり対策係へ申請してください。後日、接種料金の半額（4,000円を上限）を助成します。

実施場所 蘭越診療所・昆布診療所・昆布温泉病院

実施期間 通年

接種申込 接種を希望される場合は、事前に健康づくり対策係へ申込みください。

その他 2回目の接種を希望される方で、初回接種日をご不明な方は、かかりつけの医師、または健康づくり対策係へお問い合わせください。

★お問い合わせ先★

蘭越町 健康推進課 健康づくり対策係 ☎ 57-6969

後期高齢者医療制度のお知らせ

■交通事故など、第三者の行為により怪我や病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によって怪我や病気になったとき、本来、治療費は、加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

●第三者の行為とは？

- 交通事故
- 他人の飼い犬に噛まれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など



◆医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為による怪我などにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

◆警察に届出しましょう

交通事故のときは、怪我の程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

◆市区町村の窓口申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

【申請に必要なもの】

- 第三者行為による被害届（市町村の窓口にあります）
 - 被保険者証
 - 被保険者の印鑑
 - 事故証明書（後日でも可）など
- ※詳しくは住民福祉課医療給付係へご確認ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

蘭越町 住民福祉課 医療給付係

電話 0136-57-5111（内線253）